

訪問介護 重要事項説明書

ヘルパーステーション西尾
(訪問介護相当サービス)

訪問介護相当サービス 重要事項説明書

2025年6月1日現在

この訪問介護相当サービス 重要事項説明書は、お客様が、訪問介護相当サービスを受けられるに際し、お客様やそのご家族に対し、当社の事業運営規定の概要や訪問介護従事者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記したもの

1. 当社の概要

(1) 本社

法人名	医療法人 仁医会
法人の種類	医療法人 (社団)
本社の所在地	〒444-0073 愛知県西尾市寄住町洲田 20 番地 1
代表者名	理事長 中澤 信
代表 TEL	TEL 0563-54-3115
代表 FAX	FAX 0563-54-5748
ホームページアドレス	http://www.jhn.or.jp/

(2) サービス提供事業所

事業所名	ヘルパーステーション西尾
所在地	西尾市寄住町洲田 21-2
電話番号	0563-57-1616
FAX 番号	0563-57-1615
事業所番号	2373200068
サービスを提供できる地域	西尾市 全域 (佐久島を除く)
管理者	山田 喜彦

(3) 営業日および営業時間

	訪問介護
面談相談日	平日 (土・日曜日、祝日、正月は除く) 8:30 ~ 17:30
営業時間	8:30 ~ 17:30 ※相談により 24:00まで対応致します ※天候不順等によるサービス提供中止の場合もあります
営業日	月曜日から日曜日まで。ただし年末年始 (12月31日から1月3日) を除きます。
緊急連絡先	090-7600-9611 ※電話等により、24時間常時連絡が可能

(4) 事業の目的と運営方針・業務内容

<事業の目的>

訪問介護相当サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

<運営方針>

(訪問介護相当サービスの運営の方針)

1. 訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
2. 訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することとする。
3. 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者でできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

<業務内容>

※ホームヘルパーは、医療職ではないため、医療行為はできません。

◇	排泄介助	トイレ介助、ポータブルトイレ介助、オムツ交換
◇	移乗介助	ベッドから車椅子への移乗介助
◇	食事介助	食事（全面・一部・見守り）介助、水分補給
◇	身だしなみ介助	身だしなみ、整髪、ひげそり、爪きり等
◇	入浴介助	浴槽への誘導や見守り、入浴・シャワー浴中の洗浄等
◇	身体の保清	全身・部分清拭、手浴・足浴等
◇	更衣	衣類交換、シーツ交換
◇	服薬確認	服薬の準備及び確認
◇	通所送り・迎え	通所利用時の送り出し、お迎え
◇	その他	
◇	掃除	居室内やトイレ・風呂場・卓上の清掃、布団干し、ゴミ出し
◇	洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯干し、取り込み・収納、被服の補修
◇	調理	利用者のための一般的な調理、配膳後片付け
◇	買い物代行	日用品・食料品等
◇	薬の受け取り	病院等で薬を受け取る
◇	その他	

以下の行為に関しては医療行為と認められません。

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができるることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- 6 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- 7 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿糸などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- 8 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く。）
- 9 ストマ装具のパウチにたまつた排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
- 10 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- 11 市販のディスポーサブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
※ 插入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

(5) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	事業内容
管理者	作業療法士	1名	0名	1名	介護従業者及び業務の管理
介護従事者	介護福祉士	4名	2	6名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
	ヘルパー1級	0名	0名	0名	
	実務者研修	1名	1名	2名	
	ヘルパー2級	0名	7名	7名	
	看護師	0名	0名	0名	
事務員		1名	0名	1名	請求事務の管理

※兼務 (管理者: リハビリ訪問看護ステーション西尾及び、あいちリハビリテーション病院の訪問リハビリ職員と兼務)

※サービス提供責任者 : 介護福祉士 4名 (訪問介護員と兼務)

従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (予防訪問介護) 計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
訪問介護員	訪問介護の提供に当たる。
事務員	事業に必要な、会計・事務業務及び従事者の補助的業務を行う。

2. サービス内容

訪問介護計画に基づき、訪問介護員が、利用者の居宅に訪問して、訪問介護サービスを実施します。

※途中で訪問日程・時間・担当者変更をさせて頂く場合もあります。

※当日の訪問スケジュール、道路の混雑状況などにより、時間が前後する場合もあります。

3. 利用料金

(1) 料金表

＜訪問介護相当サービス＞

サービス内容	利用頻度	単位数
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度利用の場合	1,176単位/月
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度利用の場合	2,349単位/月
訪問型独自サービスⅢ	週3回程度利用の場合	3,727単位/月

- ※ 上記利用料金に、地域加算（利用単位数に4.2%乗じた額）とR4年6月より介護職員等処遇改善加算（利用単位数に24.5%乗じた額）がそれぞれ加算されます。
- ※ H30年4月より指定訪問介護（訪問介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、指定訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- ※ 下記利用料金は、特別事業加算前の単位です
- ※ 法改正等により変更される場合があります。

(2) 加算

- ・初回加算 200単位／月
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又はたの訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
- ・生活機能向上連携加算（I）100単位／月
サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問に同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成している場合、当該理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づくサービス提供を行っている場合、当該計画に基づく初回の訪問が行われた日から3か月算定できる
- ・生活機能向上連携加算（II）200単位／月
3か月に1回を限度、PTや医師等と連携して行う場合

(3) キャンセル時のご連絡及びキャンセル料について

事前にもしくは当日午前8:00～8:30までに下記連絡先までにご連絡下さい。

ただし、要支援のご利用者の方は当日8:30までにキャンセルの連絡がない場合は、800円のキャンセル料が発生となります。

ヘルパーステーション西尾 : 0563-57-1616 携帯電話 : 090-7600-9611

(4) 交通費 無料（対象地域）

(5) その他

(ア) 利用者の住居で、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。

(イ) 料金のお支払い方法

口座引き落として（ご指定の金融機関の口座から1回引き落とします）お願ひ致します。

利用料金は、月末締めとなっており、口座からの引き落としは利用月の翌々月の6日となります。（6日が土・日曜の場合は、月曜日に引き落としとなります。）

請求書・領収書等のお知らせは毎月15日前後にお渡しいたします。

※領収書を再発行される場合は、文書料として1,000円と消費税分の料金を徴収させて頂きます。

(ウ) お金の取り扱いについて

利用者のお金の管理は、原則として取り扱いしません。社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業所として生活に必要な金銭の取り扱いなど行っていますので事務所にご相談して下さい。

また、利用者及び家族の通帳管理やその他生活上の金銭管理はいたしません。

4. 預かり品

サービス提供時に使用するタオル・ドライヤー・オムツ・寝衣・ディスポ手袋・新聞等は基本的に、お客様に準備していただきます。

そのため、使用する際には、紛失、損傷・破損しないよう気をつけます。

5. 記録について

サービスの内容によっては、記録が必要な場合があります。

その際には、動画や写真撮影をおこなう場合があります。

6. 同意書について

サービスの内容により同意書が必要となりますので、その際には、お客様に説明し、承諾していただける場合は同意書を記載していただきます。

同意書がない場合については、サービスの提供をお断りする場合があります。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

介護予防サービス・支援計画書の作成を依頼している地域包括支援センター職員とご相談の上、お申込み下さい。利用申込書によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が訪問して契約を行います。その後、訪問介護（予防訪問介護）計画を作成してサービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書または、スタッフまでお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書または、直接ご連絡をさせて頂きます。

③ 自動終了

以下の場合双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の介護認定区分が、自立と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書または、苦情受付窓口までご連絡することにより、すぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金に支払を正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を催告したにもかかわらず 1 ヶ月支払わない場合、又は利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（暴力、わいせつ、いわれのない誹謗中傷等）を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。
- ・台風、地震、積雪、豪雨、凍結等の天災、その他事業者の責に帰す事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者はお客様に対してサービスを中止させていただく場合がございます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡します。

緊急時の ご連絡先	氏名	
	連絡先	
医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、あらかじめ定められている法人規定により素早く対応させていただきます。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当時事業所では、ご利用者、ご家族からの苦情・苦言の申し立て、相談があった場合は迅速かつ誠実に対応します。

(2) ご利用者様・ご家族は、当施設の提供するサービスに対しての要望または、苦情等については、当事業所へ、直接申し出ることが出来ます。

担当窓口 : ヘルパーステーション西尾 (永田)

電話 : 0563-57-1616 受付時間 : 8:30 ~ 17:30 (月~金)

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

西尾市役所 (長寿課直通)	0563-65-2119	国民健康保険団体連合会	052-971-4165
---------------	--------------	-------------	--------------

11. 情報開示について

利用者または家族からサービス提供記録の開示を求められる場合はその旨をサービス提供者か相談窓口までお申し出ください。

12. 感染予防に関する配慮について

皆様を感染から守るため、また私たち自身が感染を媒介しないために、手指衛生 (手洗い・手指消毒)、防護用具 (マスク・手袋・エプロンなど)、環境整備、器材の管理、医療廃棄物の処理方法などの対策を取らせて頂く場合があります。

感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を行います。

13. 業務継続 (BCP) に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、計画等の策定、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等を行います。

14. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、利用者及び家族からスタッフまたは他利用者へのセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等について、ハラスメント対策を実施することにより解決を図ります。

15. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又は再発を防止するための担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います。

16. 身体的拘束の適正化の推進

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 実習生・研修生の受け入れについて

当事業所は、地域医療・福祉の発展および在宅サービスの普及を目的として、実習生・研修生の受け入れを積極的に行っております。
同行訪問など受け入れのご協力をお願い致します。